




障がい・医療的ケア児の対応について

～札幌市障がい・医療的ケア児
保育事業について～

子育て支援課指導担当係



障がい児保育事業について



1. 障がい児保育の趣旨

心身に障がいを有する児童を、他の児童とともに集団保育することにより障がい児の成長発達を促進し、当該児童の福祉の増進を図る



2. 事業の内容

- ・ 実施保育施設への助成（補助金の支給）

用途：保育士の体制や施設設備の整備など

- ・ 障がい児保育巡回指導

公認心理師などによる専門的視点からの助言



3. 対象児童

- ・ 2号認定、3号認定子ども
- ・ 障がい児保育の要件を満たす児童





4-①. 札幌市障がい・医療的ケア児保育事業にかかわる判定・療育関係機関

判定・療育関係機関名	所在地	電話
児童相談所	中央区北7条西26丁目1-1	622-8630
札幌市発達医療センター	中央区北7条西26丁目	622-8640
氏家記念こどもクリニック	中央区大通東3丁目1-1 トルチェビル3階	281-2811
札幌こころの診療所	中央区南1条東2丁目 6番地 バスビル2号館5階	218-8888
和光メンタルクリニック 札幌宮の森	中央区宮ヶ丘2丁目1-2 ヒルサイドテラス内 郵便局隣	699-5479
札幌医科大学付属病院 小児発達外来	中央区南1条西16丁目291番地	代) 611-2111
北海道大学病院 児童思春期精神科外来	北区北14条西5丁目	706-5774
こころとそだちの クリニック むすびめ	東区北23条東16丁目4-1 元町メディカルビル 3階	374-8010
むぎのこ発達クリニック	東区北36条東8丁目1-35 麦の子館 2階	753-6467

判定・療育関係機関名	所在地	電話
こころと発達クリニック えるむの木	東区北25条東3丁目1-37	733-0087
社会福祉法人 楡の会こどもクリニック	厚別区厚別町下野幌49番地	898-3929
たさき子ども相談診療室	厚別区大谷地東4丁目2-20	802-2888
新札幌こども発達クリニック	厚別区厚別中央1条6丁目3-1 ホクノービル4階	893-1511
札幌市 子ども心身医療センター	豊平区平岸4条18丁目1-21 札幌市子ども発達支援総合センター内 【ちくたく】	代) 821-9861
ときわこども発達センター	南区常盤3条1丁目6-1	593-0074
しんかメンタルクリニック	西区二十四軒3条1丁目1-18 メディカルスクエア二十四軒2階	611-8219
北海道立子ども 総合医療・療育センター	手稲区金山1条1丁目240-6 【コドモックル】	代) 691-5696
札幌病院	小樽市銭函3-298	代)0134-62-5851



4-②. 札幌市障がい・医療的ケア児保育事業にかかわる判定・療育機関

- ・北海道立子ども総合医療・療育センター
- ・札幌病院（銭函）

しんかメンタルクリニック

ときわこども発達センター

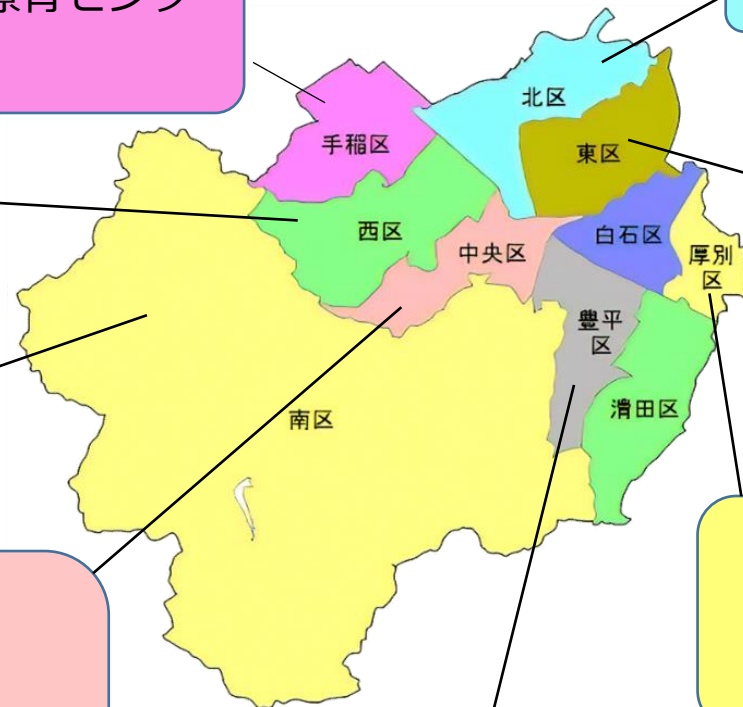
- ・児童相談所
- ・札幌市発達医療センター
- ・氏家記念こどもクリニック
- ・札幌こころの診療所
- ・和光メンタルクリニック札幌宮の森
- ・札幌医科大学附属病院 小児発達外来

札幌市子ども心身医療センター

- ・北海道大学病院 児童思春期精神科外来

- ・こころとそだちのクリニック むすびめ
- ・むぎのご発達クリニック
- ・こころと発達クリニック えるむの木

- ・社会福祉法人榆の会こどもクリニック
- ・たさき子ども相談診療室
- ・新札幌こども発達クリニック





5. 障がい児保育認定基準表

種 類		区 分		
		重度	中度	軽度
身体障がい	視覚・聴覚障がい	身障 1 級	身障 2 ～ 3 級	身障 4 ～ 6 級
	音声・言語・咀嚼障がい		身障 3 ～ 4 級	
	肢体不自由	身障 1 級	身障 2 ～ 4 級	身障 5 ～ 7 級
	内部疾患		身障 1 ～ 2 級	身障 3 ～ 4 級
精神（言語）遅滞	療育手帳	A	B	B-
	判定・療育関係機関	重度判定	中度判定	軽度判定
精神又は身体障がい	特別児童扶養手当		1 級 2 級	
自閉症スペクトラム ・ ADHD等	判定・療育関係機関	重度判定	中度判定	軽度判定



6. 障がい児保育認定…**変更点あり**

変更前

- 手帳を所持していない
- 診断書に
重度の記載がある

審査付託



障がい児保育認定審査会

各区 保健福祉部長
or
保健担当部長

変更後(R6年度～)

不要

審査会を不要とするが

- 手帳を所持していない
- 診断書に
重度の記載がある

障がいにかかわる手帳、
福祉サービスについて、
保護者に情報提供する



7. 障がい児保育 認定手続きの流れについて

① 入所前児童の場合

児童・保護者



入所申込み

障がいにかかわる手帳、
診断書提出
及び申出

居住区
窓口

各区健康・子ども課
子ども家庭福祉係



申請

保育施設



障がいにかかわる手帳、
診断書提出

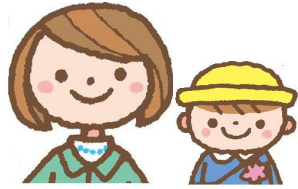


園児・保護者

② 既利用児童の場合

①入所前児童の場合

児童・保護者



※ 障がいが確定している

● 障がいにかかわる手帳の所持がある

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 療育手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 特別児童扶養手当の証書等

● 診断書

居住区

◆ 決定機関 ◆

各区保健福祉部

保健福祉部長

or

保健担当部長



観察保育を依頼

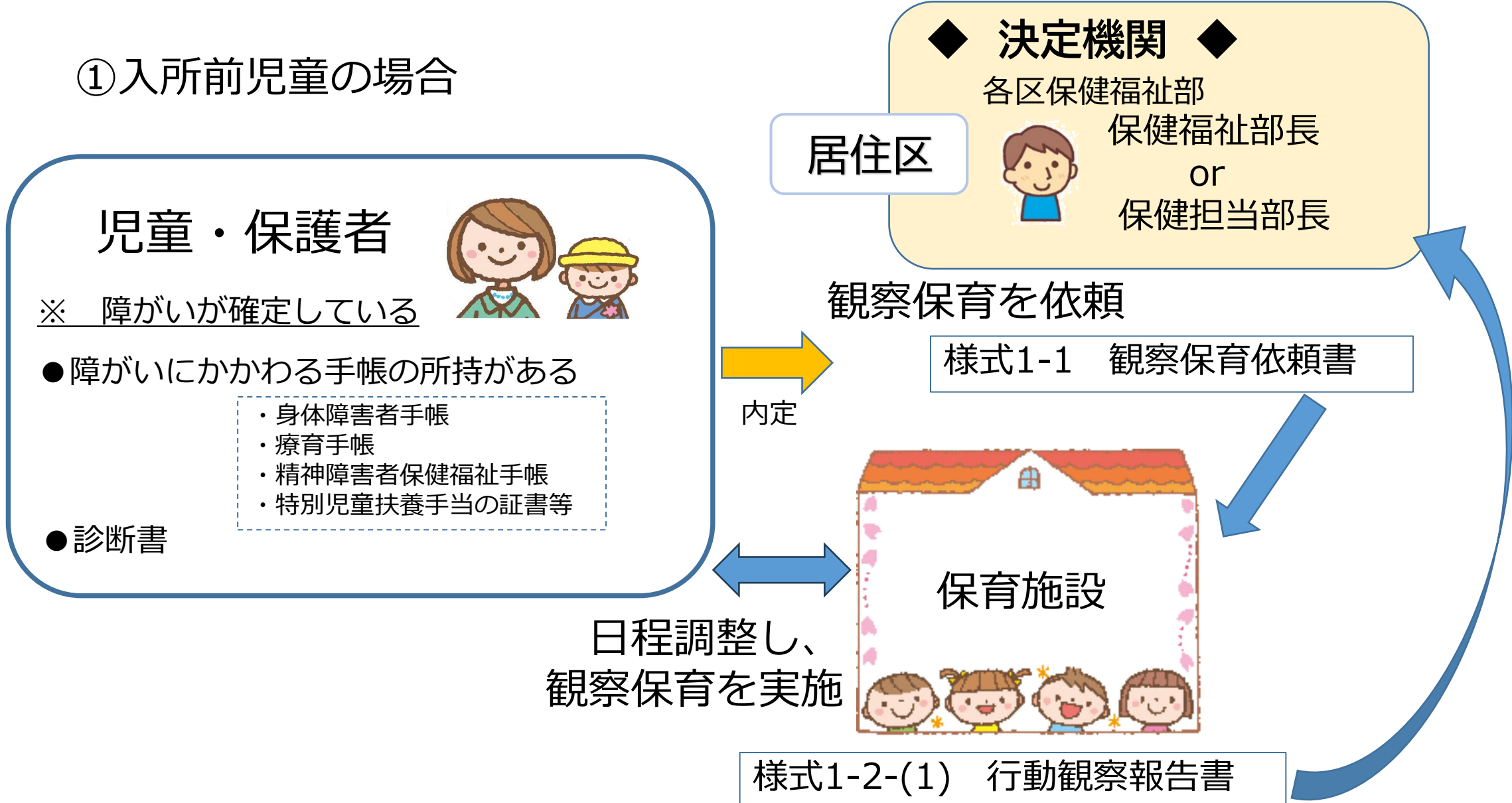
様式1-1 観察保育依頼書

内定

保育施設

日程調整し、
観察保育を実施

様式1-2-(1) 行動観察報告書



② 既利用児童の場合

◆ 決定機関 ◆

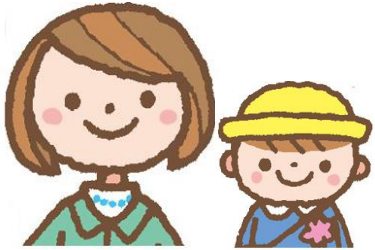
各区保健福祉部

居住区



保健福祉部長
or
保健担当部長

園児・保護者



様式1-3障がい・医療的ケア児保育等（認定・再認定）依頼書、様式1-4-(1)既利用児童行動観察報告書と①又は②、様式1-6同意書を提出

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・特別児童扶養手当の証書等

①

の写し

- ・別表2 診断書若しくはその写し
(札幌市障がい保育事業にかかわる判定・療育機関18か所のもの)

②

- ・様式1-6 同意書（児童相談所で判定する場合）



保育施設

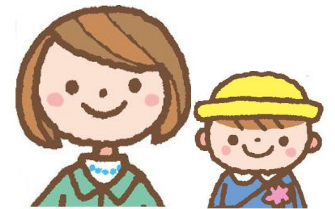
区窓口へ
申請

変更点!!

令和6年度より、審査会の開催は不要となる

①の所持がなく、②の記載が重度の場合は、療育手帳等、障がいにかかわる手帳や福祉サービスについて情報提供する

園児・保護者





認定手続きでご注意いただきたいこと

◆ 保護者の理解を得ること

- ・ 発達の問題があるのではないかとと思われること
- ・ 成長を促す目的で丁寧なかかわりをするために障がい児保育の制度を利用したいこと

◆ 受診の際には、**別表2 診断書** を受診先へ持参すること

◆ 発行日より6か月を経過した診断書は無効になります



【参考】保護者への情報提供について

◆療育手帳の申請方法◆

- 1 児童相談所へ判定予約
申し込み
- 2 申請手続き・面談・
発達検査
- 3 交付決定通知書の到着
- 4 区窓口にて手帳交付

※重度の場合はA判定になります

※申請は保護者の任意であり、
強制するものではありません

◆福祉サービスの内容（A判定の場合）◆

- ・交通費助成（3種の券種のうち1つ）
- ・タクシー料金の福祉割引制度
- ・バス、市営交通の運賃割引
- ・駐車禁止除外指定車の標章
- ・紙おむつの支給（3歳以上）
- ・税の軽減
- ・公共施設用利用の際の各種割引…など

※詳細については、各区保健福祉課窓口にお尋ね
ください



8. 認定開始日

① 利用（入所）申込み児童

- ・ 利用開始日

② 既利用（在籍）児童

- ・ 基本➡全関係書類が、区で受理された日
- ・ 対象児童に支援の必要性があると保育施設が判断し、“個別指導計画”を作成して教育・保育を行っている場合には、作成開始月（最大、年度当初の4月）まで遡りを認める



9. 認定等の区分

認定

再認定

障がいにかかわる手帳の更新時に
程度が変更になった場合
B-(軽度)→B(中度)、B(中度)→A(重度)



- ① 様式1-3 障がい・医療的ケア児保育等（認定・再認定）依頼書
- ② 様式1-4-(1) 既利用児童の行動観察報告書
- ③ 障がいにかかわる手帳等の写し



届出

各区健康・子ども課子ども家庭福祉係

変更点!!

障がい児保育認定
解除届（様式
1-13）を提出

転園

認定解除

退所

給付
変更

速やかにお知らせください





10. 障がい児保育巡回指導

- ・ 障がい児保育実施施設に対し、障がい児の発達過程や障がいの状況に応じた適切な保育が行われるよう、子ども未来局子育て支援課指導担当係において、おおむね年2回程度、巡回指導を実施する
 - ・ 認定児は相談の有無にかかわらず、相談書を提出し、年度の初回に「障がい児保育認定児童確認票」も提出する
(訪問時、認定児の集団保育の様子を確認する)
- ※ 発達が気になる児童の相談にも応じている



11. 障がい児の個別指導（支援）計画

- ・ 障がい児保育認定児の保育については、児童の状況に応じた指導（支援）計画を個別に作成すること（書類は監査対象）

- ※ 障がい児保育個別指導（支援）計画は、様式に規定はなく、各保育施設の様式を使用する
 - ◆ 年間計画ではなく、月別、又は期別のものとする
 - ◆ 内容については、長期・短期目標、子どもの姿、留意点・配慮事項、反省・評価が記載されているものとする



12. 障がい児保育事業費補助金について

- ・ 障がい児を保育するための保育士等の人件費等、障がい児保育事業に要する経費として、障がい児保育実施施設に対し、児童一人当たり、月ごとに補助を行う

※ 補助額については、子ども未来局へお問い合わせください。



医療的ケア児保育について



1. 医療的ケア児と法律について

日常生活を営むために医療を要する状態にある児童のことをいう。

令和3年6月『医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律』が改正される。

医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともにその家族の離職を防止する目的で作られ、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目指すことが、自治体の責務となった。



2. 医療的ケア児保育の趣旨

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）に対し、看護師を配置し、保育所等で受入れ、集団保育及び医療的ケアを行うことを目的とする



3. 事業の内容

- ・ 実施保育施設への助成（補助金の支給）
 使途：医療的ケアを行う看護師の person 費や
 医療的ケア児保育に必要な施設設備
 の整備など
- ・ 医療的ケア児保育巡回指導
 サポート医等による専門的視点からの助言



4. 対象児童

- 2号認定、3号認定子ども
- 医療的ケア児保育の要件を満たし、
集団保育が可能な児童





5. 医療的ケア児保育認定

基本



各区 保健福祉部長
or
保健担当部長

認定

- ・ 医療的ケア児保育の要件を満たす
- ・ 集団保育が可能

審査付託

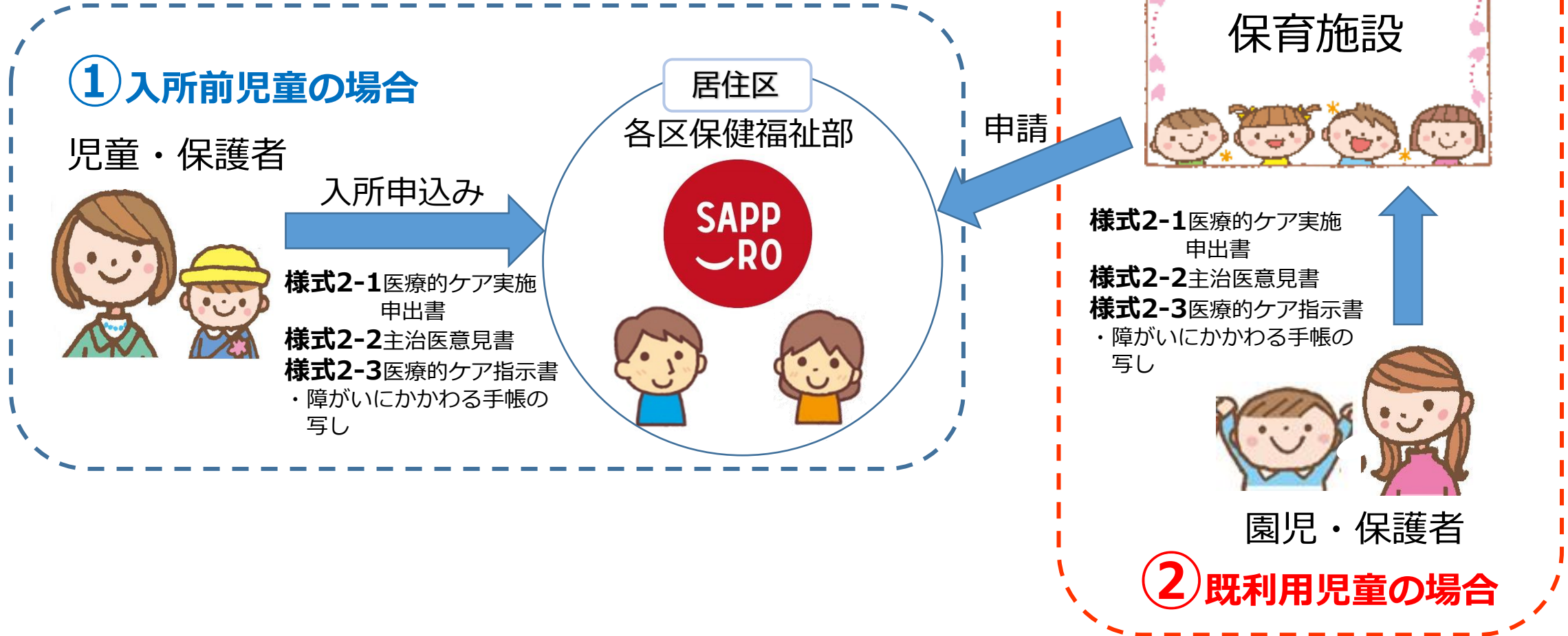
医療的ケア児保育
認定審査会

審査通知

- ◆ 構成員…申請内容に応じて選定
- ・ 居住区保健担当部長等（医師職）
- ・ 子ども未来局子育て支援部長
- ・ 子ども未来局指導担当課長
- ・ 医療的ケア児保育推進担当係長
- ・ 障がい児保育巡回指導専門員
- ・ 受入れ保育施設長、
及び看護師 等



6. 医療的ケア児保育 認定手続きの流れについて



①入所前児童の場合


* 保護者の事前準備 *

児童・保護者



① 医療機関に下記の書類について、記載を依頼

① 様式 2 - 2 主治医意見書
様式 2 - 3 医療的ケア指示書
・別紙

 医療機関

② 医師が集団保育の可否、児童への日常的な医療的ケアの必要性を判断し、書類に記載

居住区



各区保健福祉部

◆ 決定機関 ◆

保健福祉部長
or
保健担当部長

③提出

様式2-1
様式2-2
様式2-3
手帳の写し

④ 観察保育を依頼

様式1-1 観察保育実施
依頼書

④

⑤ 観察保育実施



保育施設

様式1-2-(2) 行動観察報告書

⑥ 医療的ケア児保育認定審査会
に審査を付託する

⑦ 医療的ケア児の
集団保育の可否
及び医療的ケア
内容を決定

SAPP
RO

子ども未来局
子育て支援部長

認定審査会

構成員は、巡回指導専門員他、
子育て支援部長が選定し、保育
施設長、看護師等の出席が必要
となる場合がある

② 既利用児童の場合

◆ **決定機関** ◆
各区保健福祉部
保健福祉部長
or
保健担当部長

居住区



保健福祉部長
or
保健担当部長

③ **医療的ケア児保育認定審査会**
に審査を付託する

④ 医療的ケア児の
集団保育の可否
及び医療的ケア
内容を決定

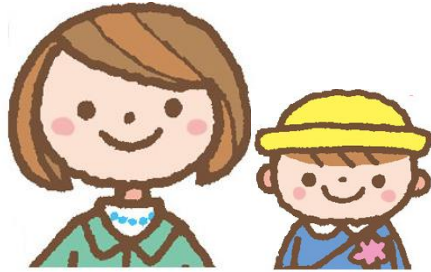


子ども未来局
子育て支援部長

認定審査会

構成員は、巡回指導専門員他、
子育て支援部長が選定し、保育
施設長、看護師等の出席が必要
となる場合がある

園児・保護者



② 申請

- ①の書類
- 様式1-3障がい・医療的ケア児保育等（認定・再認定）依頼書
 - 様式1-4-(2)既利用児童の行動観察報告書
 - 様式2-4医療的ケア実施内容通知書
 - 様式2-5承諾書
 - 様式2-6医療的ケア実施計画

⑤ 認定
通知

- ① 提出
- A** 様式2-1医療的ケア実施申出書
様式2-2主治医意見書
様式2-3医療的ケア指示書・別紙
- 障がいにかかわる手帳の写し
- ・身体障害者手帳
 - ・療育手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳

① 提出

保育施設



7. 認定開始日

① 利用（入所）申込み児童

- ・ 利用開始日

② 既利用（在籍）児童

- ・ 基本➡全関係書類が、区で受理された日
- ・ 対象児童に医療的ケアの必要性が生じ、主治医意見書、医療的ケア指示書を基にした医療的ケア実施計画（様式2-6）を作成している場合には、実施期間初日まで遡りを認める



8. 認定等の区分

認定

変更点!!

医療的ケア終了届
(様式2-8)を
提出

再認定

医療的ケアの内容が変更・追加された

転園

認定解除

退所

給付
変更

- ① 様式1-3 障がい児保育等（認定・再認定）依頼書
- ② 様式1-4-(2) 既利用児童の行動観察報告書
- ③ 障がいにかかわる手帳等の写し
- ④ 様式2-1 医療的ケア実施申出書
- ⑤ 様式2-2 主治医意見書
- ⑥ 様式2-3 医療的ケア指示書・別紙

届出

各区健康・子ども課子ども家庭福祉係

速やかにお知らせください





9. 医療的ケア児保育巡回指導

- ・ 医療的ケア児保育実施施設に対し、医療的ケア児の医療的ケアや医療的ケアの状況に応じた適切な保育が行われるよう、サポート医等による巡回指導を実施する
- ・ 医療的ケア実施計画や医療的ケアの確認、事前に提出された資料（様式あり）を基に相談等に応じる



10. 医療的ケア児保育事業費補助金について

- ・ 医療的ケアが必要な児童を受入れるための看護師等の人件費等、医療的ケア児保育事業に要する経費として、医療的ケア児保育実施施設に対し、児童一人当たり、若しくは二人以上、看護師複数配置の基準額をもって月ごとに補助を行う。

※ 補助額については、子ども未来局へお問い合わせください。

